

エコポイント等CO₂削減のための環境行動促進モデル事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

21年度予算額 3.6億円

目的・意義

低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著しい家庭部門の温室効果ガスの排出削減が必要不可欠です。

そこで、国民の環境行動を促進するため、身近でわかりやすく一人ひとりの努力を促す経済的なインセンティブを与えるエコ・アクション・ポイントの取組を推進しています。

具体的には、平成20年度より全国規模や地域レベルでエコ・アクション・ポイントのモデル事業の立ち上げを支援しています。

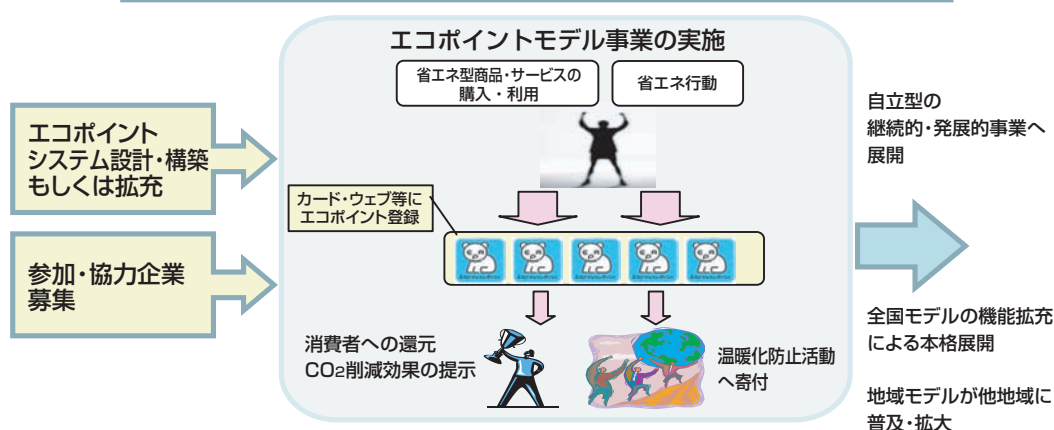
事業内容

エコ・アクション・ポイントとは、温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組みです。

平成20年度は、全国型事業では、複数の業種が参加する新しいエコポイントのプラットフォーム（3件）、地域型事業では、商店街や地域の企業が参加するもの（9件）等、多様な事業が選定されました。

平成21年度においては、エコ・アクション・ポイントの本格展開に向けて、多種多様な企業の参画と幅広い国民の参加を目指し、家庭における温室効果ガス排出削減を確実に進めていきます。

エコポイントプラットフォーム（民間団体又は地域協議会）



委託内容

1. 委託対象者：民間団体、地域協議会

2. 委託対象事業：

エコ・アクション・ポイントを付与し、経済的なインセンティブとして還元するシステムの設計・構築もしくは拡充及び試行事業を実施します。

i. 20年度継続事業

全国型事業は、法人会員対応や地域型事業者との連携機能の開発等システムの機能拡充を行う。地域型事業は、20年度モデル事業の成果を踏まえ、他地域への普及・拡大を図る。

ii. 21年度新規事業

全国型事業・地域型事業とも、20年度モデル事業とは異なる先進的なものを選定。

3. その他：

対象事業においては、エコ・アクション・ポイントの原資が参加・協力する企業から確実に提供される等、経済的に自立したビジネスモデルで行われ、モデル事業終了後も継続的・発展的に事業を行う予定であることが必要です。

また、エコ・アクション・ポイントを付与する省エネ型商品・サービス等に関しては、環境省が策定する考え方に準拠することが求められます。

※なお、別途一般会計予算においては、幅広い企業の参加を促すためのシンポジウムや講演会の開催等を行うエコポイントフォーラムを運営し、エコ・アクション・ポイント事業の本格展開に向けた関係者の連携を促すことを検討しています。

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

21年度予算額 0.23億円

目的・意義

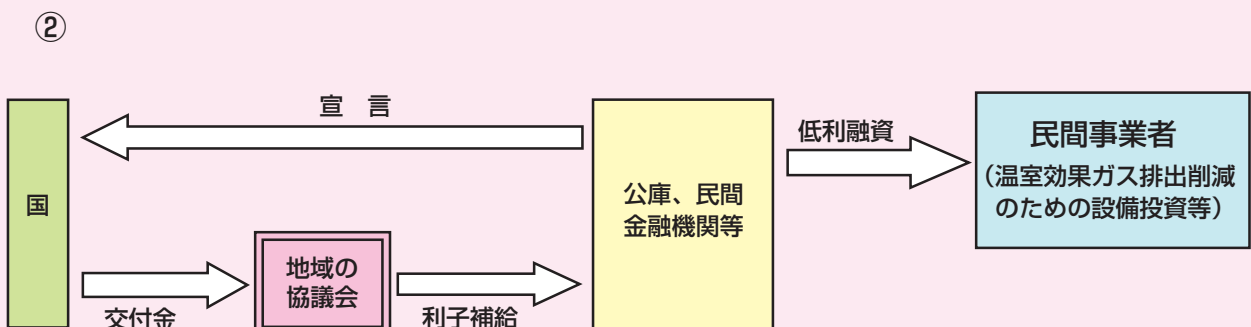
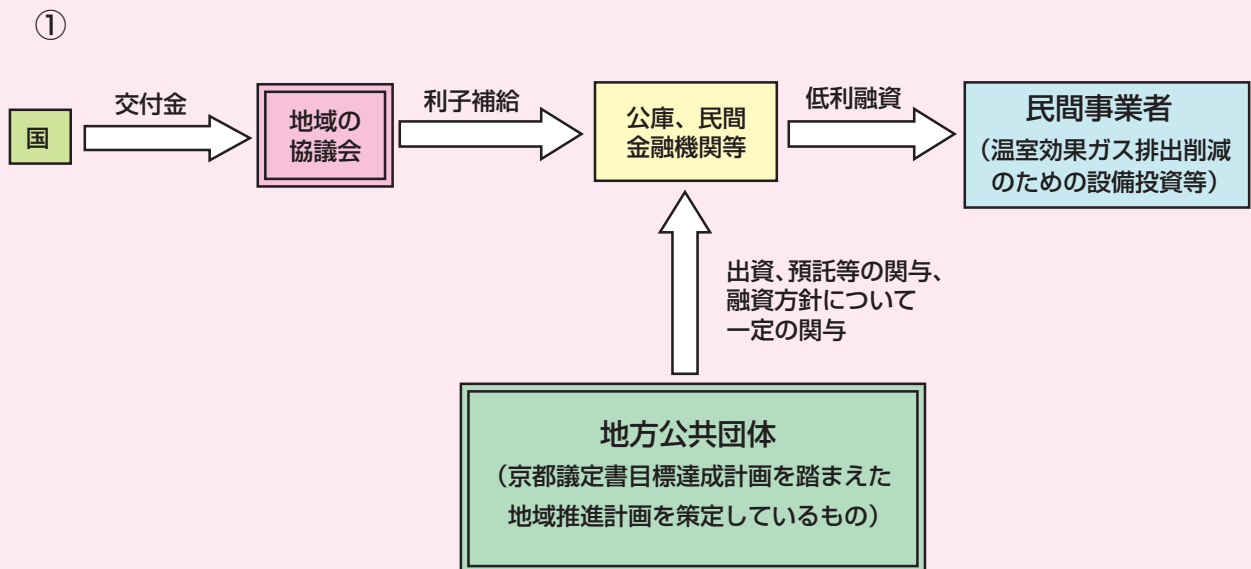
京都議定書の目標達成のため、地方公共団体においても、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス削減のための推進計画が策定されています。この推進計画を進めるためには、民間事業者によって必要な設備投資等が行われる必要があります。

本交付事業では、民間の知恵と活力が発揮され、先端的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する設備投資等に対して、低利の融資を民間金融等を通じて実施するための支援を行います。

事業内容

次のような融資を行う機関に対して、通常の金利で貸し付けた場合の利子収入との差額の2分の1（1%分を上限とします。）について利子補給を行います。

- ① 地方公共団体から、出資等の関与を受けつつ、地域推進計画の実施及び地域の経済的・社会的発展に資する事業に対して低利融資を行う機関
- ② 環境省に対し宣言を行い、地域の温室効果ガス削減及び地域の経済的・社会的発展に資する低利融資を行う機関



低炭素地域づくり面的対策推進事業

(担当：(1) 総合環境政策局環境計画課 (2) 環境影響審査室)

21年度予算額 9.9億円

目的・意義

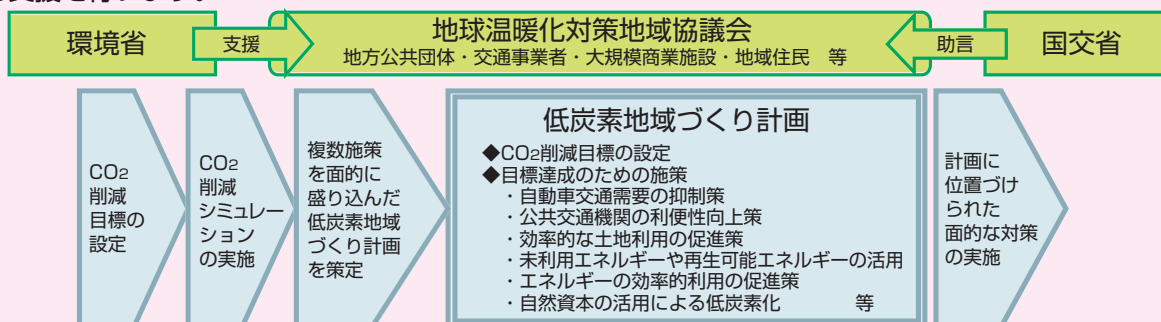
低炭素社会への転換に向けて、中長期の温室効果ガスの大幅削減を実現するため、都市構造そのものを低炭素型へ転換し、環境負荷の小さい地域づくりを実現する取組を進めます。また、全国各地の都市部で急速に行われている都市再開発の機会をとらえ、簡易的な環境アセスメント（ミニアセス）を通じて都市再開発を低炭素型に誘導します。

事業内容

(1) 低炭素地域づくり面的対策推進事業（9.5億円）

平成20年6月に改正された地球温暖化対策推進法において、地域の自然的社会的条件に応じた地方公共団体の総合的かつ計画的な施策の実施を充実するため、特例市以上の規模の地方公共団体での計画策定が義務づけられました。

このため、多様な主体（地方公共団体、大規模事業所・集客施設、学校、商店街、交通事業者、NPO等）が参画する地球温暖化対策地域協議会等において、当該地域の事情を勘案しつつ、集約型都市構造の構築に向け、自動車交通需要を抑制するための施策、事業所・集客施設と交通事業者の連携による公共交通の利用の促進策、自然資本や未利用エネルギー及び再生可能エネルギーの活用等の面的な対策群の実施について、CO₂排出量削減シミュレーション等を行いながら協議し、中長期的なCO₂削減目標を掲げた実効的な低炭素地域づくり計画を策定することを支援します。また、計画等に位置づけられた事業の実施についても支援を行います。



(2) サステナブル都市再開発促進モデル事業（0.4億円）

ミニアセスの実施を通じて積極的なCO₂排出削減を図ろうとする都市再開発事業を公募・選定し、選定された事業実施者に対し、ミニアセスに要する費用（温暖化対策に係る事業設計に対する調査・予測・評価、温室効果ガスに係るミティゲーションを含む環境保全措置についての検討、温暖化対策の取組を住民に周知するための措置等の費用等）について支援を行います。

対象（公募により選定）：

- ・都市再開発事業を行う民間事業者
- ・ミニアセスを実施し、積極的にCO₂排出削減を行うこと

内容（公募で選定した事業について、委託により実施）：

- ・温暖化対策に係る事業設計に対する調査・予測・評価
- ・温室効果ガスに係るミティゲーションを含む環境保全措置についての検討
- ・温暖化対策の取組を住民に周知するための措置等の費用 等

委託・補助内容

1. 対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) ①低炭素地域づくりのための計画策定 ②当該計画や環境モデル都市のアクションプランに位置づけられた事業
(2) ミニアセスの実施を通じて積極的なCO₂排出削減を図ろうとする都市再開発事業
3. 負担割合：(1) ①については、国からの委託事業 ②については、総事業費の1/2を補助
(2) 国からの委託事業

地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業

(担当：総合環境政策局総務課・環境計画課)

21年度予算額 1億円

目的・意義

太陽光発電は、特に潜在的な利用可能性が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性があります。

そこで、地域単位で太陽光発電由来のグリーン電力を証書化し、カーボンオフセットを実施する地元企業等の需要と結びつけ、その販売代金を設置費用の早期回収に充てるモデル事業を実施することにより、市場メカニズムを通じた民間主導による太陽光発電の自立的な導入を促進します。

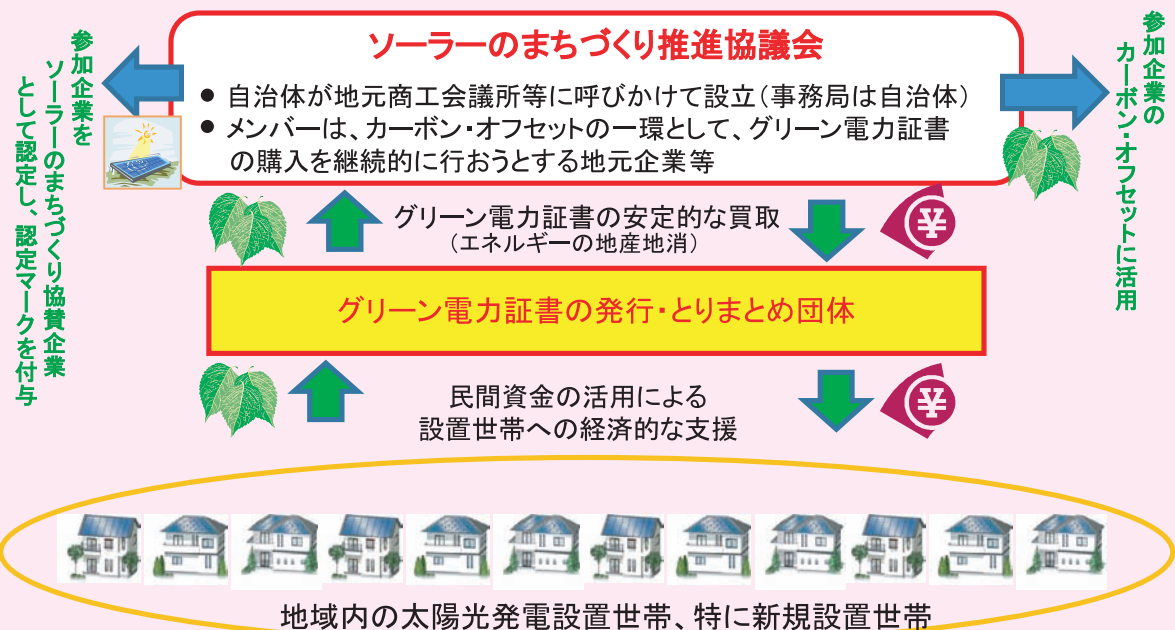
(注) グリーン電力証書：電気を生成する際にCO₂排出がないこと等の環境価値を証書化し、売買出来るようにしたもの。

事業内容

自治体を中心となり地元商工会議所等呼びかけて「ソーラーのまちづくり推進協議会」を設立します。同協議会の下で太陽光発電新規設置世帯を広く募集し、その自家消費分電力を大口単位でとりまとめてグリーン電力証書化し、協議会参加企業はこれをカーボン・オフセットに活用する仕組みを構築します。

モデル事業の概要

- ソーラーのまちづくり推進協議会を設立し、地域の太陽光発電設置世帯、特に新規設置者から優先的にグリーン電力証書を調達(購入費は参加企業が負担)
- 協議会参加企業は、当該グリーン電力証書を自らのカーボン・オフセットに活用



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体
2. 委託内容：地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業

省エネ製品買換え促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

21年度予算額 3億円

目的・意義

家庭部門及び業務部門における温暖化対策を促進することを目的として、流通、メーカー等と連携して省エネ製品への買換えを促進する普及啓発事業を展開するとともに、商業施設等における照明の省エネ化を図るための普及啓発事業を展開します。

事業内容

<省エネ製品への買換え促進事業>

流通、メーカー等と連携して、省エネ製品への買換えが温暖化防止対策として有効であることを伝える普及啓発事業を店頭等で展開する。具体的には、省エネ製品に関心を持つ消費者層に対して、その関心を実際の買換え行動へと繋げるため、省エネ製品への買換えによるCO₂削減効果等を簡単操作で分かりやすく伝えるシステムを構築（H2Oに基盤構築）する。

また、同システムの認知度を高め、多くの方に利用していただくため、家電販売店等の協力の下、同システムに携帯電話からアクセスするための二次元バーコードを家電販売店に設置するなどして利用促進を図るほか、情報発信性の高い地域やイベント等において、同システムの実演事業を行う。

<商業施設等の省エネ照明化促進事業>

CO₂削減効果の高い省エネ照明への買換えを促すため、ブティックなどのビルの一部を使用するような店舗オーナー、商業施設や企業等の所有者・管理者に対して、省エネ照明率先導入企業による買換えモデルの普及を図るほか、省エネ型の照明器具に買換えるメリットと、ランニングコストの低減による初期投資額の回収時期、導入事例等を盛り込んだ情報を提供することで、省エネ照明への買換え意識を高める。

<省エネ製品への買換え促進事業>

CO₂削減効果 診断システムの 構築事業

- CO₂削減効果、再資源化も考慮したエネルギー使用量（初期コストの回収時期等を含む）を製品購入者が自ら診断できるシステムの対象製品について、省エネ基準が定められた17品目を中心に拡充（H2Oはエアコン・冷蔵庫・テレビ・照明器具の4品目を整備）
- 診断システムをインターネットによる非店舗型販売サイトや情報サイトと連携するための機能を拡張

信頼あるCO₂削減効果の提示

店頭等での 買換え促進

- 店頭での消費者の省エネ製品選択率の向上を図るため、販売店等と連携し、本システムを用いた省エネ製品買換のメリットを伝える啓発を実施
- メディアを活用して、本システムの認知度向上とユーザーの拡大を図る。

国・企業の本気感の創出

<商業施設等の省エネ照明化促進事業>

啓発冊子の作成、 シンポジウム等の開催

- 照明器具の配置や照らし方など照明デザインの提案を含めて照明効果や省エネ効果に優れた買換え計画を設計し、実際に買換えを行う事業者を公募により採択
- 省エネ照明買換えのモデル的取組をTVなどのメディアやWEBにより全国に情報発信

省エネ照明導入の先進事例・
取組モデルを映像により発信

企業のマインドを高め、
省エネ照明への買換を促進

委託内容

1. 委託対象者：民間団体

エコ住宅普及促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

21年度予算額 1億円

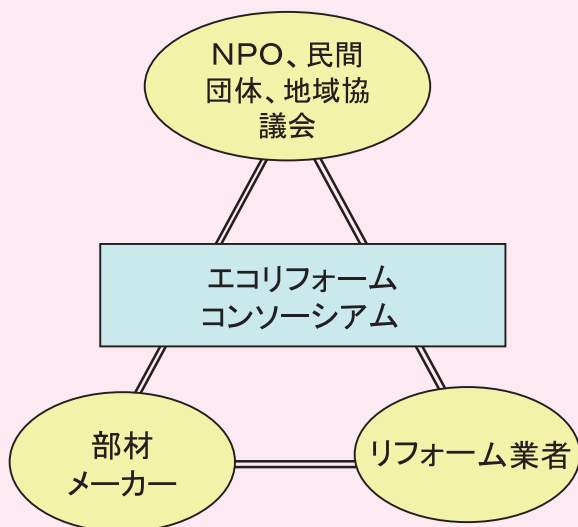
目的・意義

既設住宅のエコ住宅（省CO₂性能の高い住宅）化を全国的に拡大普及するため、**地域性、費用性を考慮したエコリフォーム簡単ガイドの作成などエコリフォームの普及啓発手法を確立し、地球温暖化対策地域協議会を活用して普及啓発する事業を実施します。**

事業内容

家庭部門におけるCO₂排出量削減を図るため、地球温暖化対策地域協議会やリフォーム業者、部材メーカーなどからなる「**エコリフォームコンソーシアム**」を設立し、水回りの補修や外壁補修に併せて行う**地域性や費用性を考慮したエコリフォーム方法をまとめた簡単ガイドを作成するなど普及啓発手法を確立し、地域協議会による普及啓発事業を行います。**また、**家庭でできるエコリフォーム技術を発掘し、NPO等を通じた普及に努めるとともに、コンソーシアム主催のフォーラムを開催し、地域協議会など関係者のネットワーク強化や技術交流を実施し、エコリフォームのさらなる発展を促す。**

事業については公募を行い、優れた提案に対し委託します。



低炭素型住宅への 着実な改修

- ☆リフォーム目的別エコリフォーム簡単ガイドの作成
- ☆リフォーム業界、地域協議会との連携による普及啓発
- ☆地域協議会の全国フォーラムの開催

低炭素型住宅の普及促進

委託内容

1. 委託対象者：民間団体

2. 対象事業：

地域協議会による普及啓発手法の確立、リフォーム目的別簡単ガイドの作成、地域協議会による普及啓発の実施、家庭でできるエコリフォーム技術の発掘、実証、フォーラムの開催

二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業

(担当：地球環境局環境保全対策課)

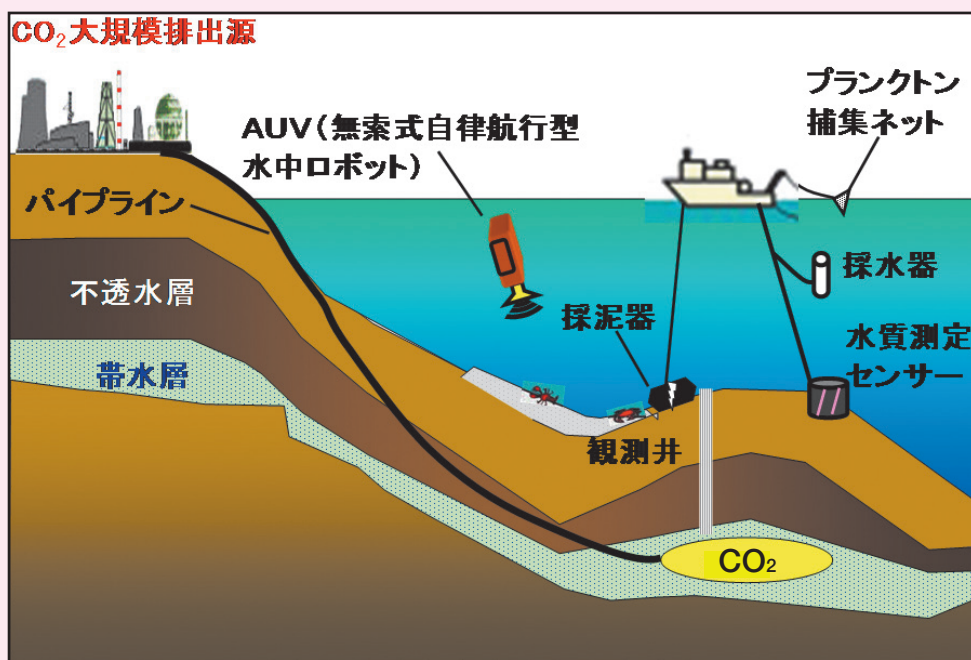
21年度予算額 1.6億円

目的・意義

二酸化炭素回収貯留（CCS）は、地球温暖化対策として重要なオプションとして位置づけられています。二酸化炭素の海底下への貯留は、平成19年の海洋汚染防止法の改正に基づき環境大臣の許可制となり、我が国において実施が可能となりましたが、環境影響評価やモニタリングの実施に当たっては、コストや効率、精度の面で課題があります。そこで、これらの手法の高度化を通じて、海洋環境保全上適正なCCSの管理手法の開発を行います。

事業内容

- (1) 二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境影響評価手法の低コスト化・高度化に関する技術開発
低コストで精度の高い評価を行うため、CO₂漏洩シナリオ開発を含む環境影響評価手法の開発を行います。
- (2) 二酸化炭素海底下地層貯留に係るモニタリング手法の低コスト化・高度化に関する技術開発
二酸化炭素海底下地層貯留に係る海洋中のCO₂の濃度、海洋生物等のモニタリング手法について、低コスト化・高度化のための技術開発を行います。
- (3) 我が国におけるCCSの導入可能性調査
国内外の関連制度の調査を含む、我が国におけるCCSの導入可能性に関する調査を行います。



委託内容

1. 委託対象者：民間企業
2. 委託内容：二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業

廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

21年度予算額 0.5億円

目的・意義

平成20年度から京都議定書目標達成計画の第一約束期間が始まり、地球温暖化対策の一層の推進が喫緊の課題となっているところですが、廃棄物分野においても目標達成に資する追加的な対策が求められています。このような背景を踏まえ、本事業では廃棄物分野における更なる温室効果ガス排出量削減対策について検討・実証を行い、その成果を普及することにより京都議定書目標達成計画における数値目標の達成に貢献することを目的としています。

事業内容

本事業は、以下の事項を実施します。

- (1) 廃棄物処理プロセスにおける具体的対策の評価・検討、モデル事業の実証、成果を普及するための支援チーム派遣
エネルギー起源CO₂排出削減に資する効果的な対策について順次モデル事業の実証を行い、その成果を普及するための支援チームを派遣する等の普及事業を行います。例えば以下のような事業について実証することを考えています。
(例) ■ 白煙防止装置の停止
■ 市町村合併・広域化に伴う収集・運搬の効率化
■ 中低温排熱の新しい熱利用システム
■ ごみの低カロリー化に対応した焼却施設の運転方法の改善 など
- (2) 温室効果ガス排出抑制対策に資する調査、検討の実施
温室効果ガス排出抑制対策に資する各種調査、今後の取組に向けた検討を実施します。
(例) ■ 廃棄物処理の各プロセスにおいて発生する温室効果ガスの排出実態を把握するための調査
■ 廃棄物発電の普及に係る課題の整理、具体策の検討
■ 廃棄物燃料製造の現況の推定方法の検討 など

廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業

地球温暖化対策が急務となっている中、廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向(平成18年度において1990年比8.4%増)

京都議定書目標達成計画第一約束期間の目標達成に資する廃棄物分野での対策が必要!

○廃棄物処理プロセスにおける具体的対策の評価・検討、モデル実証

- ・具体的対策についてのケーススタディ、多角的な評価
- ・モデル実証の実施
(白煙防止装置の停止、市町村合併・広域化に伴う収集・運搬の効率化、中低温排熱の新しい熱利用システム、ごみの低カロリー化に対応した焼却施設の運転方法の改善 etc...)

○温室効果ガス排出抑制対策に資する各種調査、検討の実施

- ・廃棄物処理における各プロセスにおいて発生する温室効果ガスの排出実態を把握するための調査
- ・廃棄物発電の普及に係る課題の整理、具体策の検討
- ・廃棄物燃料製造の現況の推定方法の検討 etc...

これらの結果を普及することにより、第一約束期間の目標達成に貢献

委託内容

1. 委託対象者：民間企業等
2. 委託内容：上記に掲げた廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制のためのモデル事業等

船舶の省CO₂対策の推進に向けたモデル事業

(国土交通省との連携事業)

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

21年度予算額 0.55億円

目的・意義

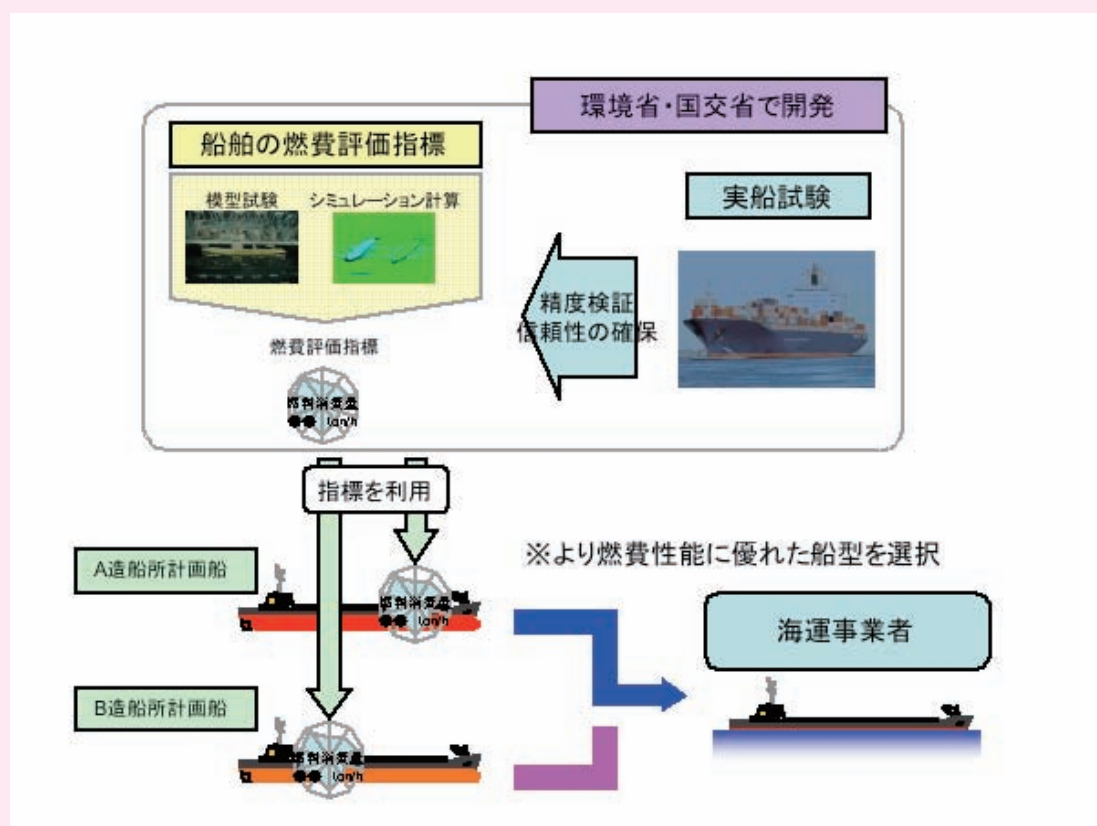
船舶は燃費効率に優れた輸送モードである反面、1隻ごとの注文生産であること、建造費が莫大であること等から、海運事業者は燃費性能より建造費用を重視する傾向にありました。しかしながら、近年の地球温暖化対策についての関心の高まり、原油価格の高騰等により、海運業界においても、燃費性能に優れた船舶を建造する意欲が高まりつつあります。

こうした背景の下、海運分野のCO₂等の削減を効率的、効果的に促進するため、燃費性能に優れた船舶の建造をモデル事業として行い、このような船舶建造のあり方の普及を図ります。

事業内容

実運航を想定した海象・運航状況における船舶の燃費評価指標を開発するとともに、実船試験による精度検証を行い、その信頼性を確保します。

船舶を建造しようとする海運事業者及び造船事業者は、開発された燃費評価指標に基づき、設計の検討段階において船舶の燃費性能の評価を行い、より燃費性能に優れた船型を選択します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 委託内容：船舶の燃費評価指標の開発に係る事業

EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

21年度予算額 1.35億円

目的・意義

我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占める運輸部門においては、その排出抑制対策として、これまで各主体ごとに様々な施策が講じられてきていますが、一方で、供給サイドと需要サイドの連携が不足しているため、十分な効果が発揮されていないという課題もあります。例えば、公共交通機関の利用促進対策については、鉄道・バスといった供給サイドの整備が進んでも、需要サイドである利用者の協力が得られないため、自家用車からの転換が図れないということがあります。

そこで、運輸部門の二酸化炭素排出抑制対策として、複数の主体が連携して対策効果を発揮できるような効果的な取組を行うモデル事業を、各省連携により推進し、具体的な成功事例を創出することにより、他の地域への幅広い普及を図ります。

事業内容

環境的に持続可能な交通(EST：Environmental Sustainable Transport)の実現を目指す先導的な地域として、国土交通省が公募し選定したESTモデル事業の実施地域等において、各地域のEST普及推進協議会との連携により、公共交通機関の利用促進のための各主体との連携による市民参画活動の支援などを通じた需要者サイドの意識啓発、各モデル地域におけるCO2排出削減効果調査を行うモデル事業を実施します。また、これまでのESTモデル地域での取組成果を踏まえ、より積極的にESTの普及推進に取り組むEST普及推進地域を募集し、普及啓発事業等の支援を実施します。

さらに、「京都議定書目標達成計画」にも位置付けられている通勤交通マネジメントに関し、「モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤」に取り組む市町村や企業に対し支援を実施します。

EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進



委託・交付内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 委託内容：ESTモデル事業地域における普及啓発活動
EST普及推進地域における普及啓発活動
MMによるエコ通勤実施地域におけるモデル事業の推進

風力発電施設に係る適正整備推進事業

(担当：自然環境局野生生物課)

21年度予算額 1.7億円

目的・意義

京都議定書目標達成計画において、新エネルギー対策の一つとして風力発電のより一層の導入が求められています。一方、風力発電については、鳥類が風車のブレードに衝突して死亡する事故（バードストライク）が生じており、風力発電施設設置の適否判断が長引く問題が生じています。

このような状況において風力発電の推進を図るためには、野生生物保護と両立するための適切な配慮を実施することができるようにする必要があります。

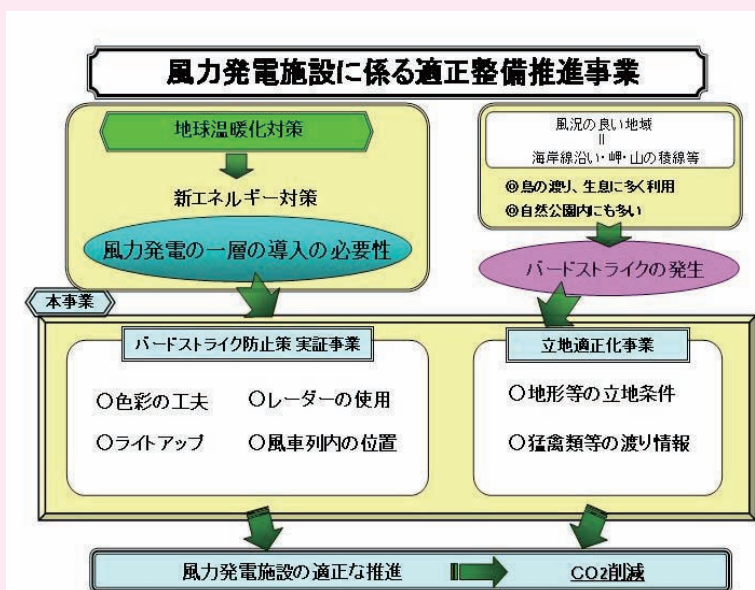
このため、バードストライクの各種防止策を検討しその効果を実証するとともに、立地適正化のマニュアル作成等を行い、事業者が適切な配慮策を実施するための負担軽減を図ります。

事業内容

- (1) バードストライク防止策実証事業
ブレードへの色彩塗装や風車のライトアップを行い、バードストライク防止について効果を実証します。

また、鳥類の接近状況に応じてバードストライク防止措置を講じるため、レーダーを用いた鳥類の接近状況の観測技術などを実証します。

- (2) 立地適正化マニュアル作成事業
地形等の立地条件による衝突数の差の分析や、猛禽類の渡り経路の把握を行います。これをもとに、風力発電施設の立地の適正化のためのマニュアルを作成します。



委託内容

1. 委託対象者：(1) (2) 民間団体
2. 委託内容：(1) バードストライク防止策実証事業
(2) 立地適正化マニュアル作成事業